

都城市まちなか活性化プラン補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、まちなかの活性化に向けた活動を実施し、中心市街地の交流によるにぎわいの創出を図るため、市民、商工団体等に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 都城市まちなか活性化プラン（平成23年2月策定）で定めた中心市街地活性化区域をいう。（別図）
- (2) 特定地域 別図に定める区域をいう。

(補助事業の種類等)

第3条 この要綱により補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）や補助対象者等については、次の表に掲げるものとする。

補助事業の種類	別表に掲げるものとし、その内容等については、同表同項に定めるところとする。
補助対象者	別表に掲げる補助事業に応じ、同表同項に定める補助対象者とする。
補助事業の区分	次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の対象としない。 (1) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するもの (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するもの (3) 示威運動（示威運動となるおそれがあるものを含む。）を行うもの

	(4) 都城市の名義後援に関する規則（平成 18 年規則第 23 号）第 4 条第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 8 号に該当するもの (5) 公序良俗に反するもの (6) 前各号に掲げるもののほか市長が不適當と認めるもの
補助対象経費	別表に掲げる補助事業に応じ、同表同項に定める経費とする。
補助金額又は補助率	別表に定める補助事業に応じ、同表同項に定める補助対象経費（国、県等の補助金等の交付を受ける場合は、その額を除く。）に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額（1,000 円未満端数切捨て）
支払方法	概算払いとすることができる。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助対象者が補助金の交付申請をしようとするときは、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添え、当該補助事業に着手する 14 日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適當と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金等交付決定書（様式第 5 号）により補助対象者に通知するものとする。

（申請取下げの期限）

第 6 条 規則第 7 条第 1 項の規定による期日は、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して 7 日以内とする。ただし、当該期限日が都城市の休日を定める条例（平成 18 年条例第 2 号）第 2 条に規定する休日に当たるときは、その翌日までとする。

（変更等の承認）

第 7 条 第 6 条の規定により交付決定を受けたが、交付決定を受けた事業内容等を

変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金等変更交付申請書（様式第6号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査により、適当であると認めたときは、速やかに補助金の変更交付決定を行い、申請者に補助金等変更交付決定書（様式第7号）により通知するものとする。

3 規則第9条第1項に規定する軽微な変更については、その変更の内容が本事業において実質的に影響のない事項の変更で、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

（1） 交付決定額の増額変更を伴わないもので、かつ、変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が30パーセント以内のもの

（2） 変更後の補助事業の完了予定年月日が年度を超えないもの
（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了した日から1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日に、補助金等実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 事業実施概要書（様式第9号）

（2） 収支決算書（様式第10号）

（3） 領収書等の写し

（4） 事業実施の状況が分かる写真

（5） 前各項に掲げるもののほか、市長が必要とするもの
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により補助事業の実績報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の額の確定を行い、補助金等確定通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

附 則（令和5年4月1日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

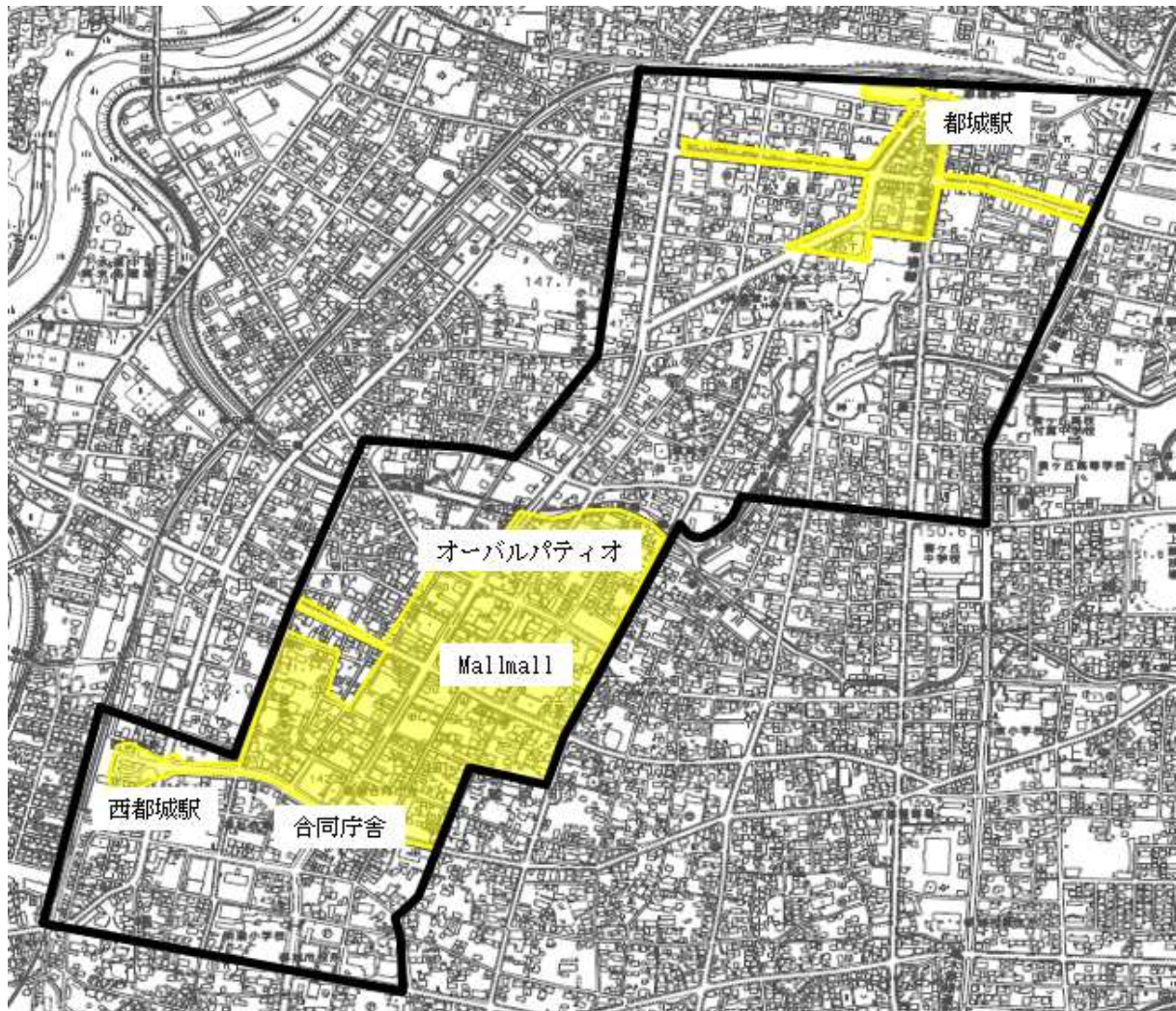
（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年3月31日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



黒枠部分・・・第2条第1号で定める中心市街地活性化区域

黄色部分・・・第2条第2号で定める特定地域

別表（第3条関係）

（1） まちなかイルミネーション事業

補助内容	特定地域内において、イルミネーションの設置や点灯式イベントの開催に必要な経費に対する支援 1 イルミネーションの設置に係る経費で25万円以上のもの。ただし、次に掲げるものは対象外とする。 （1） 電球、電飾及び照明器具以外の備品購入費 （2） イルミネーションと絡めた販促物等の製作費 2 点灯式イベント開催に係る経費
補助対象者	1 都城商工会議所 2 都城まちづくり株式会社 3 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合並びにこれらに準じて組織された特定地域内の団体 4 中心市街地において、賑わい創出活動を実施しようとする法人（団体）又は個人で、本市に事業所又は住所を有する者 5 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認める法人（団体）又は個人 ただし、補助内容第2項については、前1号及び2号のみ補助対象者とする。
補助対象経費	1 需用費（食糧費除く） 2 役務費 3 委託料 4 使用料及び賃借料 5 原材料購入費 6 備品購入費 7 工事請負費
補助率	1 イルミネーションの設置に係る経費 補助対象経費の4／5以内 ※補助限度額：100万円／1事業 2 点灯式イベント開催に係る経費

	補助対象経費の 9 / 1 0 以内
--	--------------------

(2) 商店街景観形成事業

補助内容	特定地域内において、商店街の一体感醸成や景観形成を図ることを目的に、通り沿いに花を植栽するプランターや花苗を購入する必要経費に対して支援 ただし、次に掲げるものに係る経費は対象外とする。 (1) 補助金の交付決定を受けた場所以外に植栽する花及び肥料等の購入費 (2) 本事業と絡めた販促物等の製作費
補助対象者	1 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条に規定する組合及び中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する組合並びにこれらに準じて組織された特定地域内の団体 2 中心市街地において、賑わい創出活動を実施しようとする法人（団体）又は個人で、本市に事業所又は住所を有する者 3 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認める法人（団体）又は個人
補助対象経費	1 報償費（当該団体の構成員に対するもの及び販促景品を除く） 2 需用費（食糧費除く） 3 役務費 4 委託料 5 使用料及び賃借料 6 備品購入費
補助率	補助対象経費の 10 / 10 以内

(3) まちなか回遊促進事業

補助内容	市民がまちなかを回遊することによる賑わいの可視化を図るため、特定地域内及び特定地域に接する通り沿線に面したエリアにおいて、市民の来街動機を喚起し、中心市街地の回遊を促進させるための事業に係る必要経費に対して支援
補助対象者	都城商工会議所
補助対象経費	1 報償費（当該団体の構成員に対するものを除く） 2 需用費（食糧費除く） 3 役務費 4 委託料 5 使用料及び賃借料 6 備品購入費
補助率	補助対象経費の4／5以内 ※補助限度額：480万円／1事業

(4) 賑わい創出事業

補助内容	特定地域内の賑わい創出を図るため、市民の来街動機の喚起や交流を目的とした中心市街地活性化を図る事業に係る必要経費に対して、予算の範囲内において支援する。（まちなか広場を除く） ただし、次に掲げるものに係る経費は対象外とする。 (1) イベント開催に際し、過剰と認める備品等の購入費 (2) イベント開催に絡めた、販促物等の製作費
補助対象者	1 都城商工会議所 2 都城まちづくり株式会社 3 山之口町商工会、高城町商工会、山田町商工会、高崎町商工会、中郷商工会及び荘内町商工会 4 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条に規定する組合及び中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する組合並びにこれらに準じて組織された特定地域内の団体 5 中心市街地において、賑わい創出活動を実施しようとする法人（団体）又は個人で、本市に事業所又は住所を有する者 6 高等学校、高等専門学校及び大学等教育機関 7 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認める法人（団体）又は個人
補助対象経費	1 報償費（当該団体の構成員に対するもの及び販促景品を除く） 2 旅費 3 需用費（食糧費除く） 4 役務費 5 委託料 6 使用料及び賃借料
補助率	補助対象経費の 2 / 3 以内 ※補助限度額：20 万円 / 1 事業